

幼稚園等における幼児教育・保育の無償化について

1 保育料の無償化

⇒令和6年度の保育料無償化給付額は下表のとおりとなる予定です。

補助の基準 《区市町村民税額》		兄弟区分	保護者補助金 (月額上限)	施設等利用給付 (月額上限)	補助金額合計 (月額上限)	備考
A	生活保護世帯 (B階層のうちひとり親世帯等含む)	第1子	15,200円	25,700円	40,900円	補助上限額は4~8月分までは前年度、9~3月分までは、当年度の区民税所得割額にて判定します。
		第2子				
		第3子以降				
B	区民税非課税世帯 (D1階層のうちひとり親世帯等含む)	第1子	12,200円		37,900円	
		第2子	15,200円		40,900円	
		第3子以降				
C	区民税均等割額のみ の世帯	第1子	12,200円		37,900円	
		第2子	15,200円		40,900円	
		第3子以降				
D1	区民税所得割額 77,100円以下の世帯	第1子	10,800円		36,500円	
		第2子	15,200円		40,900円	
		第3子以降				
D2	区民税所得割額 211,200円以下の世帯	第1子	10,800円	36,500円		
		第2子	14,600円	40,300円		
		第3子以降				
E1	区民税所得割額 256,300円以下の世帯	第1子	10,800円	36,500円		
		第2子		14,000円	39,700円	
		第3子以降				
E2	区民税所得割額 256,301円以上の世帯	第1子	10,800円	36,500円		
		第2子				
		第3子以降				

※年齢に関係なく、生計を一にする兄・姉から数えて兄弟区分を決定する。

- (1) 無償化の対象となる費用は入園料及び保育料です。給食費や園バス費用等は保護者負担となります。
- (2) 入園料補助金については、上限70,000円の補助を行います。**入園後、園を經由して保護者に給付します。給付時期については、園にお問い合わせください。**
 補助受給には以下の①~③の条件をすべて満たす必要があります。
 ①その幼稚園に入園すること（入園料支払い後の入園辞退は給付対象になりません。）
 ②入園月に江東区に住民票があり、他自治体から入園料の補助金を受けていないこと。
 ③入園時に園児が満3歳児、3歳児（年少児）、4歳児（年中児）、5歳児（年長児）であること。
- (3) 上記金額は補助上限額になります。実際に園に支払った入園料及び保育料の額が、上記額よりも低い場合は実負担額を補助額とします。
(階層区分が最も高い方（E2階層）でも補助上限額は月額36,500円になりますので、保育料月額36,500円以下の幼稚園については、皆様保育料の実負担額は0円となります。)
- (4) 保護者補助金について、世帯の区市町村民税額等が不明の場合はE2階層の補助額を適用します。
- (5) 上記の保育料補助金は、区から園に直接給付します。原則として保護者は保育料から補助金額を差し引いた額のみ園にお支払いただきます。（給付額の取り扱いについては、入園予定の園にお問い合わせください。）

裏面に続きます⇒

2 幼稚園等が実施する預かり保育利用料補助

共働き世帯などで、**保育の必要性認定（2・3号認定）を受けた園児**（満3歳児の場合は世帯の区市町村民税非課税の場合対象となります。）が対象となります。

保育の必要性認定の手続き方法については、別紙「施設等利用給付認定について」をご確認ください。

【預かり保育利用料補助月額額の計算方法】

補助額は月額で算定し、下記A・B・Cのうち最も低い額がその月の補助額となります。

- A：補助上限月額「11,300円」
（満3歳児は16,300円）
B：450円×利用日数
C：保護者が実際に園にお支払いした
預かり保育料

利用日数	A	B	C	補助額 (A～Cで最も低い額)
10日	11,300円	4,500円	4,000円	4,000円
20日	11,300円	9,000円	10,000円	9,000円

(補助額算出例)

【補助金支払い時期】

- ・4月～9月分については、11月中旬頃を予定
 - ・10月～3月分については、5月中旬頃を予定
- 幼稚園の預かり保育の実施時間等が少ない（平日の預かり保育の提供時間数が8時間未満又は年間開所日数が200日未満）場合、幼稚園の預かり保育のほか、認可外保育施設等の利用分も無償化の対象となります。（月額11,300円（満3歳児は16,300円）から預かり保育の無償化対象額を差し引いた額が上限となります。）

R6年度より保育の必要性を有する課税世帯の第2子以降の満3歳児についても預かり保育利用料補助の対象となります。詳細については別紙「満3歳児の預かり保育利用料補助のお知らせ」をご確認ください。

3 実費徴収補足給付事業（給食費のうちの副食費部分（おかず代）の補助）

⇒給食を実施している園（外部搬入による実施含む）に在園していて、現に給食を利用している方の中で下記①または②に当てはまる方が対象です。

- ①年収360万円未満相当（区民税所得割額77,100円以下）世帯のこども
- ②すべての世帯の第3子以降のこども（小学校第3学年修了前のこどもから数えます。）

補助内容は、1食あたりの副食費相当額×給食提供日数（副食費相当額の算出が難しい場合は、1食235円×給食提供日数）で算出します。

対象者には区より申請方法のご案内をご自宅あてに送付します。新入園児については7月頃に送付予定です。

(お問い合わせ先)
江東区教育委員会事務局
学務課幼稚園係
TEL：03-3647-9703